

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	川場村 (104442)
地域名 (地域内農業集落名)	川場湯原地区 (川場湯原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	44.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	33.79 ha
② 田の面積	21.49 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	12.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	25 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	13.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.1 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・水田利用が多く、畑は主にこんにゃくの作付けがされており、今後、中心経営体の引受意向面積は、現状より増える見込みだが、兼業農家や小規模農家による耕作地も多く、高齢化・農業後継者不足により、耕作されない農地が将来的に増加することが予想される。

・山あいの筆が狭小で、傾斜の厳しい農地は、中心経営体が担うことは難しい。

・担い手不足の他、石が多く、耕作条件の良い農地が少ないため、農地の借り手が少ない。中心経営体が担うには、耕作条件を改善する必要がある。

・兼業農家や小規模農家の高齢化・農業後継者不足により、耕作されない農地が将来的に増加する。

・特に山あいや山際の農地は、サル・イノシシ・シカ・クマなどの有害鳥獣被害が年々深刻となっており、対策を講じる必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・担い手への集積・集約化を図るため、中間管理機構を利用した賃借を推進していく。

・地元での話し合いを行い、農地の交換を推進していく。

・農家が離農する際は、地元の話し合いを設け、担い手に引き受けてもらうことで農地の集約化を図っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
耕作の継続が困難となった農地については、担い手の可能な範囲で農地の集積・集約化を図っていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	32.6	%	将来の目標とする集積率
			85 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・担い手への集積・集約化を図るため、中間管理機構を利用した賃借を推進していく。			
・地元での話し合いを行い、農地の交換を推進していく。			
・農家が離農する際は、地元の話し合いを設け、担い手に引き受けてもらうことで農地の集約化を図っていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、中心経営体へ集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
耕作が難しくなった場合は中心経営体へ貸し出してもらえるよう周知をするとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、農地所有者の意向を把握するなど農地の利用調整を図る。 併せて、耕作の効率化を図るため、分散している農地の集約化について検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
多面的機能支払制度と中山間地域等支払制度を活用して農地の維持・管理をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
認定農業者や新規就農者の確保に努め、県・村・JA等と相談体制を確立し、農地の幹旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現在は検討していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣による農作物の被害が多いことから、捕獲檻や侵入防止柵等の設置など検討をしていく。また、農地に利用可能な荒廃農地は、景観・資源作物などの導入を検討し、農地に再生不能な荒廃農地は、林地へ整備したり、緩衝帯として利用するなど、鳥獣被害防止対策に取り組む。
②緑肥等の有機物施用による土づくり等を通じ、減農薬・減肥料への取組を図る。
③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
⑤果樹産地構造改革に即した果樹の優良品種への改植・新植や省力化に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。
⑦農業上の利用が困難な農地については草刈り等による保安全管理に努め、粗放的利用も視野に検討を進める。また、多面的機能支払交付金の活用により農地の維持管理も行っていく。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農作業効率化のための農業用施設の設置を進める。
⑨自給飼料生産・堆肥利用を拡大し、畜産農家との連携強化を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	1	水稻、トマト、白小豆	1.37 ha	ha	水稻、トマト、白小豆	1.37 ha	ha	1	
認農	2	コンニャク、水稻	1.36 ha	ha	コンニャク、水稻	1.36 ha	ha	2	
認農	3	コンニャク、水稻、ニンニク	2.03 ha	ha	コンニャク、水稻、ニンニク	2.03 ha	ha	3	
到達	4	リンゴ、水稻	2.78 ha	ha	リンゴ、水稻	2.78 ha	ha	4	
認農	5	コンニャク、トマト、水稻	0.35 ha	ha	コンニャク、トマト、水稻	0.35 ha	ha	5	
認農	6	コンニャク	0.39 ha	ha	コンニャク	0.39 ha	ha	6	
利用者	7	水稻	0.85 ha	ha	水稻	0.85 ha	ha	7	
認農	8	水稻、キュウリ	1.5 ha	ha	水稻、キュウリ	1.5 ha	ha	8	
利用者	9	水稻	0.09 ha	ha	水稻	0.09 ha	ha	9	
利用者	10	水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha	10	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	10経営体		11.02 ha	0 ha		11.02 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。